

桜美林大学利益相反マネジメント規程

平成 22 年 3 月 18 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、桜美林大学（以下「本学」という。）の教職員が産学官連携活動、その他の社会貢献活動を行う上での利益相反を適切に管理するために、必要な事項を定めることにより、当該活動等を適正かつ円滑に遂行することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において利益相反とは、教育及び研究に関する本学及び本学の教職員（以下「教職員」という。）としての責任と、本学及び教職員が企業及び団体等（以下「企業等」という。）との関係で得る利益又は責任が相反する次に掲げる状況をいう。

- (1) 教職員が産学官連携活動等によって利益（実施料収入、報酬、未公開株式等をいう。）を得る行為と、本学における教育及び研究に係る責任が相反している状況
- (2) 教職員が兼職等により企業等に職務遂行責任を負い、かつ、本学における職務遂行責任と企業等に対する職務遂行責任が相反している状況
- (3) 本学が産学官連携活動等によって利益を得る行為と本学の社会的責任が相反している状況

(利益相反マネジメントの対象者の範囲)

第 3 条 利益相反マネジメントの対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 教職員
- (2) その他第 5 条に規定する委員会が指定する者

(利益相反マネジメントの対象)

第 4 条 利益相反マネジメントは、第 2 条に掲げる利益相反に該当する可能性のある、次に掲げる行為を教職員が行う場合を対象として、これを行う。

- (1) 企業等と産学連携活動を含む社会貢献活動を行う場合。
- (2) 企業等から金銭若しくは株式等を取得する場合又は便益の供与を受ける場合。
- (3) 本学の学生等を社会貢献活動に従事させる場合。
- (4) その他次条に規定する利益相反マネジメント委員会が利益相反マネジメントの対象として認めた行為を行う場合。

第 4 条の 2 第 4 条に該当する場合は、利益相反の状況について事前に第 5 条に規定する委員会に申告しなければならない。

(委員会)

第 5 条 利益相反を適正に管理するため、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第 6 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 利益相反マネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- (2) 利益相反による弊害を抑えるための施策の策定に関する事項
- (3) 利益相反マネジメントのための調査に関する事項
- (4) 利益相反に係る審議及び勧告等に関する事項
- (5) 外部からの利益相反の指摘への対応に関する事項
- (6) その他本学の利益相反マネジメントに関する重要事項

第 7 条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長は担当副学長をもって充てる。

- (1) 担当副学長
- (2) 学長が指名した教職員 若干名
- (3) 教職員以外の者で、利益相反に関する専門的知識又は高度な実務経験若しくは学識経験を有する者 若干名
- (4) その他委員会が必要と認めた者 若干名

第8条 削除

第9条 第7条第2号から第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条 委員会は、第6条に掲げた事項が生じたとき、又は学長若しくは委員長が必要と認めたときに開催する。

第11条 削除

(利益相反マネジメントのための調査)

第12条 第6条第3号の調査は、次に掲げる方法により実施する。

- (1) 利益相反自己申告書の提出
- (2) ヒアリング
- (3) モニタリング
- (4) その他

2 前項各号による調査の実施手続きは、委員会が決定する。

(審議、勧告、決定等の手続)

第13条 委員会は、前条の規定により実施した調査に基づき、教職員の利益相反について審議し、結果を学長に報告しなければならない。

2 前項の報告の結果、学長が必要と認めたときは、学長は関係する教職員に対して利益相反に関する勧告等を行う。

3 前項の勧告等を受けた教職員は、当該勧告等に対する是正結果を学長に報告しなければならない。

(不服の申立)

第13条の2 前条第2項の勧告等を受けた教職員に不服がある場合は、勧告等を受けた日から30日以内であれば、学長に再審議を求めることができる。この場合、委員会は再審議を行い、常務理事会が最終決定する。

(審査の特例)

第13条の3 学長は、当該審査が緊急を要し、かつ審査事例に基づいて審査結果が明確に推定できるものについては、委員長と協議の上、委員会の審査を経ずに判定することができる。ただし、事後速やかに、委員会に判定結果を通知するものとする。

(外部からの指摘への対応)

第14条 委員会は、第4条に掲げる利益相反マネジメントの対象となる行為について社会的な疑義が提起された場合には、事実関係について調査を行い、社会の疑義に対する説明責任を果たすよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第15条 利益相反マネジメントに関与する者は、知り得た一切の情報を他に漏えい、又は提供してはならない。利益相反マネジメントに関与しなくなった後も同様とする。

(事務)

第 16 条 委員会に関する事務は、研究推進課が行う。

(規程の改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、常務理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 22 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。